

証券コード 6074
2022年6月13日

株 主 各 位

大阪市西区土佐堀一丁目4番11号
株式会社ジェイエスエス
代表取締役社長 藤木 孝夫

第47回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、当社第47回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

【なお、新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主の皆様には、株主総会当日のご来場を見合わせていただき、書面による議決権行使を行っていただくよう強くご推奨申し上げます。】

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月28日（火曜日）午後6時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市西区土佐堀一丁目4番11号
金鳥土佐堀ビル 9階当社会議室
（末尾の会場のご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第47期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告および計算書類の内容報告の件
- 決議事項
第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類、事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.jss-group.co.jp/>）に掲載させていただきます。
- ◎株主総会にご来場いただきました株主の皆様にはお土産をご用意しておりましたが、諸般の事情により、本年より取り止めとさせていただきますことになりましたので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

<定時株主総会における新型コロナウイルス感染症拡大防止について>

新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主の皆様には、株主総会当日のご来場を見合わせていただき、書面による議決権行使を行っていただくよう強くご推奨申し上げます。

議決権の行使については、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月28日（火曜日）午後6時までに到着するよう書面にて議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

株主の皆様にはご不便をおかけしますが、何卒ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、今後の状況変化によって、株主総会の運営に変更が生じる場合は、当社ウェブサイト

(<https://www.jss-group.co.jp/>)に掲載させていただきます。

◎本総会の会場である当社会議室は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、前後左右一定の座席間隔を設けることにより、例年よりご用意できる座席が大幅に減少いたします。当日ご来場数によっては、ご入場をお断りする場合がございますので、予めご了承ください。

◎会場へご入場の際、非接触式電子体温計で体温チェックをさせていただきます。発熱や咳などの症状を有する株主様に対して入場をお断りする場合や退場を命じる場合がございます。

◎株主総会の運営スタッフは、マスク着用での対応、アルコール消毒液の使用のご協力を株主様へお声がけさせていただくなどの措置を講ずる場合がございます。

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、様々な経済活動の自粛や制限が生じました。ワクチン接種の進展等により一旦は再開されつつあった経済活動も、新たな変異株による感染拡大への懸念やウクライナ情勢を巡る地政学的リスク、原燃料価格の上昇等、依然として先行きは不透明な状況にあります。

当社におきましては、2021年4月から各地域で順次発令された緊急事態宣言により一部事業所において臨時休業となったものの、6月21日以降は各種感染防止策を徹底しつつ全国で営業を継続いたしました。しかしながら、感染症は収束の兆しを見せず、当社事業への影響も払拭出来ない状況が続く事となりました。

企画課外活動につきましては、緊急事態宣言発令中は、自社施設内で行う練習会等の比較的開催費用が掛からないイベントを中心に実施する事で収益確保に努め、2021年12月の緊急事態宣言等の解除後はスキー教室、選手強化合宿等、宿泊を伴うイベントを一部再開する等、自社施設外のイベントを地域の感染状況に応じて実施しました。

その他の営業施策につきましては、大人会員集客を強化すべく、自社開発の水中バイク「Jパドルバイク」に水中トランポリン、水中ウォーキングプログラムを合わせた、オリジナルの水中運動プログラム「バイポリン&ウォーク」の提供に向け、各地域で水中運動スキルアップ研修会の実施と事業所での体験会等の販促を進めてまいりました。

なお、「Jパドルバイク」につきましては、2022年1月に国内特許を取得いたしました。

また、2022年4月に新設を予定する、中高生を対象とした、楽しく水泳に取り組むことで仲間づくりを支援し、ストレス解消により勉強への集中力を高める事などをコンセプトとしたクラス「JSS部」の販促を行い、小学校卒業を機に退会する傾向がある高学年の在籍延長と、既にスイミングを卒業された元会員に対する再入会へ向けた取り組みを進めました。

選手強化面におきましては、2021年7月に開催された東京2020オリンピック競技大会の競泳部門では白井璃緒選手（東洋大学/JSS宝塚）が出場、飛込部門においては、玉井陸斗選手（JSS宝塚）、荒井祭里選手（JSS宝塚）、板橋美波選手（JSS宝塚）、伊藤洸輝選手（JSS宝塚）が出場し、玉井陸斗選手が高飛込で7位入賞、荒井祭里選手と板橋美波選手のペアがシ

ンクロ高飛込で6位入賞、伊藤洸輝選手がシンクロ高飛込で8位入賞となりました。

また、2022年2月に開催された、翼JAPANダイビングカップにおいて、玉井陸斗選手（JSS宝塚）が高飛込で優勝、3m飛板飛込で4位、板橋美波選手（JSS宝塚）が高飛込で優勝、荒井祭里選手（JSS宝塚）が高飛込で3位、また同選手と板橋美波選手のペアが10mシンクロナイズドで優勝、伊藤洸輝選手（JSS宝塚）が3m飛板飛込で3位、また同選手と伊熊扇李選手（JSS宝塚）のペアが3mシンクロナイズドで優勝しました。

2022年3月に開催された競泳国際大会日本代表選手選考会において、難波実夢選手（JSS/近畿大学）が200m自由形で優勝、400m自由形で優勝、800m自由形で優勝、1,500m自由形で優勝し、4冠達成となりました。

事業所につきましては、2022年1月にJSSスイミングスクール中川（名古屋市中川区）の新築移転が完了しました。

発達支援事業（JSS水夢）につきましては、2014年9月の開設以来JSSスイミングスクール八尾（大阪府八尾市）内にて児童発達支援および放課後等デイサービス事業を通じ、子供達に対する個別支援を行う事で地域に貢献しておりましたが、2021年4月にJSS山本スイミングスクール（大阪府八尾市）の隣接地へ移転を行うとともに事業面積を拡大し、以降も利用者数が増加する等、順調な運営を行いました。

日本テレビホールディングス株式会社との業務提携の状況につきましては、同社100%子会社である株式会社ティップネス（以下「ティップネス」）との協業について、両社のノウハウ・経営資源を持ち寄ることで、両社の企業価値向上に資する効果的なシナジーを創出すべく、以下の施策を進めてまいりました。

<ティップネスとの主な協業内容>

○オンラインフィットネス配信サービス「トルチャ」の提供

ティップネスが持つオンラインフィットネス配信サービス「トルチャ」を当社会員およびその家族向けに提供し、顧客満足度向上とコロナ禍における施設に頼らない収益確保策の一つとしました。

○JSSキッズファミリープラン

両社が近隣に商圈を持つ事業所において当社子供会員の家族が割引価格でティップネスの事業所を利用出来る「JSSキッズファミリープラン」を設定し、顧客満足度向上に繋がるものとしました。

○水中バイク、水中トランポリン体験会の実施

当社開発の水中バイクおよび水中トランポリン、水中ウォーキングプログラムを合わせた、オリジナル性の高い水中運動プログラムの体験会をティップネスの事業所にて実施。ティップネス大人会員へ当社の新たな大人向けプログラムを提供する事で、当社に対する意見を収集し、更なるサービス力の向上を図り、今後の社外販売に向けた取り組みといたしました。

○協業会議および分科会の定期開催

当社とティップネスとの情報交換の機会として、協業会議および各業務、テーマに沿ったより細分的な会議体としての分科会を実施しております。

○その他

商材や備品、電力等エネルギーの共同購入によるコスト削減や人事採用の情報交換等、両社の強みとスケールメリットを活かした様々な分野におけるシナジー効果を生み出す取り組みを協議し、実施するとともに、更なる施策の準備を進めてまいりました。

このような営業施策により、当事業年度末の会員数は90,906人（前期比0.6%増）となりました。子供、大人別会員内訳では、子供会員数が81,383人（前期比1.3%増）、大人会員数が9,523人（前期比4.8%減）となっております。

以上の結果、当事業年度の売上高は7,550百万円（前期比16.3%増）、営業利益は289百万円（前期比255.4%増）、経常利益は285百万円（前期比216.7%増）、当期純利益は112百万円（前年同期は440百万円の当期純損失）となりました。

なお、当社はスイミングスクール運営事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を行っておりません。

② 設備投資の状況

当事業年度中の設備投資の総額は350百万円であり、その主な内容は、次のとおりであります。

- ・当事業年度中に取得・完成した主要設備等（取得価額）

J S S スイミングスクール中川 建 物 290百万円

- ・重要な固定資産の売却・除却等

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第 44 期	第 45 期	第 46 期	第 47 期 (当事業年度)
	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
売 上 高	8,729	8,480	6,494	7,550
経 常 利 益	486	390	90	285
当 期 純 利 益	318	185	△440	112
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	79円12銭	47円86銭	△113円93銭	29円08銭
総 資 産	6,716	6,701	7,031	7,256
純 資 産	2,797	2,868	2,379	2,460

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動の混乱や停滞の懸念により、当面は先行き不透明な状況が続くと予想されます。このような環境の下、当社は業績の回復および更なる成長に向けて、下記の経営施策を行ってまいります。

① WEB会議システムを活用した社員教育や会議の推進による経費節減とスピードアップの実現

当社の事業所は全国に点在しており、社員研修や運営会議の招集には移動に要する時間とコストが大きな課題でした。

これらを改善するためにWEB会議システムを有効に利用し、経費節減とスピードアップの実現を図ります。

② オリジナル水中運動器具「水中トランポリン」とプログラムの開発・普及

当社開発の水中バイクおよび当社オリジナルの水中ウォーキングプログラムに加え、新たに水中トランポリンを導入することでオリジナル性の高い水中運動プログラムを提供し、大人会員の集客にも注力してまいります。これらのプログラムは高齢者特有の関節痛の緩和、改善にも効果が期待でき、高齢者の健康増進、健康寿命の延伸にも役立てることで社会に貢献いたします。

③ オフィシャルサイトの充実によるブランディングと広告宣伝効率化

SEO対策（サーチエンジン最適化）やコンテンツマーケティング（オフィシャルサイト内にコラム掲載）などの施策により潜在顧客の掘り起こしを行います。

上記の他、各事業所ウェブサイト内容の充実を図り、WEBによる認知拡大とブランディングを推進します。

④ MEO対策（マップエンジン最適化）の推進

現在、企業HPのおよそ10倍のユーザー数があると言われるGoogleマップ内の情報（営業時間・キャンペーン情報・施設画像など）を充実させ、評価の引き上げや関連ワード検索に対して同業他社より上位表示させることで当社事業所の認知度向上を目指します。

これらの施策によりジュニアクラスの親世代や、成人会員のターゲットとなるシニア世代のスマホユーザーへのWEBアプローチを強化します。

(5) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

- ・スイミングスクール、テニススクールおよびフィットネスなどスポーツクラブの企画、経営ならびに運営管理およびこれらのコンサルタント
- ・スポーツ用品、用具類および付属機器ならびに加工機、設備等の販売
- ・学習塾教室、スポーツ教室、カルチャー教室、健康増進教室の開催、企画、経営ならびに運営管理
- ・経営、運営しているスポーツクラブ等の会員に対するサービス業務
- ・旅行業
- ・建築工事業、建物の設計およびデザイン、土木工事業、鋼構造物工事業、管工事業、機械器具設備工事業および設計業務
- ・不動産の賃貸に関する事業
- ・企業従業員その他一般団体、個人の体力測定に基づく健康管理業務の受託
- ・健康器具、美容機器、医療機器の販売および輸出入
- ・市場および広告に関連する調査、分析、コンサルティング等のマーケティング業務

(6) 主要な事業所（2022年3月31日現在）

① 本社 大阪市西区土佐堀一丁目4番11号

② 直営事業所

No.	直営事業所名	所在地	No.	直営事業所名	所在地
1	J S Sスイミングスクール清田	北海道	32	J S Sスイミングスクール守山	愛知県
2	J S S釧路スイミングスクール	北海道	33	J S S白子スイミングスクール	三重県
3	J S S登別スイミングスクール	北海道	34	J S Sスイミングスクール松阪	三重県
4	J S S岩見沢スイミングスクール	北海道	35	J S S山本スイミングスクール	大阪府
5	J S S北上スイミングスクール	岩手県	36	J S Sさやまスイミングスクール	大阪府
6	J S S盛岡スイミングスクール	岩手県	37	J S S深井スイミングスクール	大阪府
7	J S Sあおやまスイミングスクール	岩手県	38	J S S柏原スイミングスクール	大阪府
8	J S S仙台スイミングスクール	宮城県	39	J S Sエビススイミングスクール	大阪府
9	J S S南光台スイミングスクール	宮城県	40	J S S東花園スイミングスクール	大阪府
10	J S S秋田スイミングスクール	秋田県	41	J S Sスイミングスクール松原	大阪府
11	J S Sいわきスイミングスクール	福島県	42	J S Sスイミングスクールいずみ中央	大阪府
12	J S S宇都宮スイミングスクール	栃木県	43	J S Sスイミングスクール瓢箪山 J S Sフィットネスクラブ瓢箪山	大阪府
13	J S S所沢スイミングスクール	埼玉県	44	J S Sスイミングスクールりもね	大阪府
14	J S S入間スイミングスクール	埼玉県	45	J S S尼宝スイミングスクール	兵庫県
15	J S S毛呂山スイミングスクール	埼玉県	46	J S S大久保スイミングスクール	兵庫県
16	J S Sスイミングスクールおゆみ野	千葉県	47	J S S姫路スイミングスクール	兵庫県
17	J S S八王子スイミングスクール	東京都	48	J S S宝塚スイミングスクール	兵庫県
18	J S Sスイミングスクール若葉台	東京都	49	J S S津山スイミングスクール	岡山県
19	J S Sスイミングスクール立石	東京都	50	J S S広島スイミングスクール	広島県
20	J S Sスイミングスクール鶴見	神奈川県	51	J S S大州スイミングスクール	広島県
21	J S Sジャンボスイミングスクール	新潟県	52	J S S廿日市スイミングスクール	広島県
22	J S Sジャンボインドアテニススクール	新潟県	53	J S S米子スイミングスクール	鳥取県
23	J S Sスイミングスクール中野山	新潟県	54	J S S松江スイミングスクール	島根県
24	J S Sスイミングスクール富山	富山県	55	J S Sスイミングスクール出雲	島根県
25	J S Sスイミングスクール高岡	富山県	56	J S Sセンコースイミングスクール	香川県
26	J S Sインドアテニススクール富山	富山県	57	J S Sスイミングスクール高知	高知県
27	J S Sスイミングスクール本郷	富山県	58	J S S姪浜スイミングスクール	福岡県
28	J S Sスイミングスクールとなみ	富山県	59	J S Sスイミングスクールちくご	福岡県
29	J S S多治見中央スイミングスクール	岐阜県	60	J S Sスイミングスクール伊都	福岡県
30	J S Sスイミングスクール中川	愛知県	61	J S S浦添スイミングスクール	沖縄県
31	J S S比良スイミングスクール	愛知県	62	J S Sスイミングスクール沖縄中央	沖縄県

③ 受託事業所

No.	受託事業所名	所在地	No.	受託事業所名	所在地
1	J S S あゆみスイミングスクール札幌	北海道	12	J S S 茨木中央スイミングスクール	大阪府
2	ジャパンスイミングスクール江別	北海道	13	J S S はびきのスイミングスクール	大阪府
3	J S S きたみスイミングスクール	北海道	14	J S S ガボスイミングスクール	大阪府
4	J S S あいの里スイミングスクール	北海道	15	J S S 住吉スイミングスクール	大阪府
5	ジャパンスイミングスクール大原	千葉県	16	J S S 高槻中央スイミングスクール	大阪府
6	J S S 八街スポーツクラブ	千葉県	17	J S S 富雄スイミングスクール	奈良県
7	J S S 長岡スイミングスクール	新潟県	18	J S S 三木スイミングスクール	兵庫県
8	J S S 金沢駅西スイミングスクール	石川県	19	J S S 北神戸スイミングスクール	兵庫県
9	J S S 金沢駅西スイミングスクール栗崎	石川県	20	J S S 川西スイミングスクール	兵庫県
10	J S S 磐田スイミングスクール	静岡県	21	J S S 具志川スイミングスクール	沖縄県
11	一宮スイミングスクール	愛知県			

(7) 使用人の状況（2022年3月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
514名	3名増	39.3歳	14.0年

- (注) 1. 使用人数には、当社からの出向者を除き、当社への出向者を含んでおります。
2. 使用人数には、エリア正社員23名、契約社員29名を含んでおります。
3. 使用人数以外にアルバイト391名を雇用しております。
なお、アルバイトの人数は、最近1年間の平均人数であり、月間166時間で換算しております。

(8) 主要な借入先の状況（2022年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社関西みらい銀行	1,049百万円
株式会社みずほ銀行	641百万円
株式会社京都銀行	565百万円
株式会社商工組合中央金庫	388百万円
株式会社三井住友銀行	180百万円
株式会社りそな銀行	69百万円

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2022年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 15,600,000株
 (2) 発行済株式の総数 4,026,056株
 (3) 株主数 1,760名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数（株）	持株比率（%）
日本テレビホールディングス株式会社	1,000,000	25.86
江崎グリコ株式会社	371,056	9.59
奥村 征 照	240,000	6.21
関 健 二	171,400	4.43
内 藤 征 吾	120,000	3.10
柿 沼 佑 一	100,000	2.59
キリンビバレッジ株式会社	100,000	2.59
藤 木 孝 夫	94,000	2.43
浜 本 憲 至	85,000	2.20
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	80,000	2.07

- (注) 1. 当社は、自己株式を158,403株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2022年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	藤木孝夫	
取締役会長	奥村征照	
常務取締役	古谷政徳	事業本部・管理本部管掌
取締役	濱治雅弘	管理本部長
取締役	渡邊正樹	事業本部長
取締役	酒巻和也	株式会社ティップネス代表取締役社長 日本テレビホールディングス株式会社 上席執行役員
取 （常勤監査等委員）	久山志朗	
取 （監査等委員）	山脇幹雄	税理士 山脇幹雄税理士事務所代表
取 （監査等委員）	浅野省三	弁護士 つながり総合法律事務所代表
取 （監査等委員）	安達徹	税理士 株式会社安達計算センター代表取締役 安達徹税理士事務所代表

- (注) 1. 取締役酒巻和也氏ならびに取締役（監査等委員）山脇幹雄氏、浅野省三氏および安達徹氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）山脇幹雄氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役（監査等委員）安達徹氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、久山志朗氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 当社は、取締役（監査等委員）山脇幹雄氏、浅野省三氏および安達徹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 事業年度中に退任した取締役

該当事項はありません。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社のすべての取締役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が負担することとなった訴訟費用および損害賠償金等の損害が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については填補の対象としないこととしております。

(4) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年3月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について監査等委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、監査等委員会の答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、株主総会において承認された報酬限度額の範囲内で、各役員の報酬を、会社への貢献度、在籍年数等を総合的に勘案し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については取締役会において、監査等委員である取締役については監査等委員会で決定するものとする。報酬体系については、金銭の固定報酬としての基本報酬のみを支払うものとする。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時または条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬（金銭報酬）は、月例の固定報酬とし、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、会社業績への貢献度、役職位、役員在籍年数等を総合的に勘案して決定するものとする。

c. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、金銭の固定報酬のみであるため、金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合を定めておりません。

d. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額については、取締役会において取締役基本報酬の総額を決議し、個人配分は代表取締役社長に一任するものとする。その権限の内容は、取締役会で承認された基本報酬の総額の範囲内において、会社業績への貢献度、役員在籍年数等を総合的に勘案し、各取締役の基本報酬額を決定するものとする。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、監査等委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任をうけた代表取締役社長は、当該答申の内容を踏まえて決定するものとする。

ただし、監査等委員である取締役の個人別の報酬額については、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、監査等委員の協議により決定するものとする。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	5名 （一名）	85百万円 （一百万円）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4名 （3名）	13百万円 （5百万円）
合 計 （うち社外役員）	9名 （3名）	98百万円 （5百万円）

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の金銭報酬の額は、2016年6月29日開催の第41回定時株主総会において年額5億円以内（うち、社外取締役年額1億円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は、6名（うち、社外取締役は1名）です。
2. 取締役（監査等委員）の金銭報酬の額は、2016年6月29日開催の第41回定時株主総会において年額1億円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は、4名です。
3. 取締役（監査等委員を除く）の支給人員は、無報酬の取締役（監査等委員を除く）1名を除いております。
4. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長藤木孝夫氏に対し、各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、会社業績への貢献度、役職位、役員在籍年数等を総合的に勘案し、各取締役の評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、監査等委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、当該答申の内容を踏まえて決定しております。

5. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役酒巻和也氏は、株式会社ティップネスの代表取締役社長および同社の親会社である日本テレビホールディングス株式会社の上席執行役員を兼職し、当社と日本テレビホールディングス株式会社との間には業務資本提携契約が締結されております。
- ・取締役（監査等委員）山脇幹雄氏は、山脇幹雄税理士事務所の代表であります。当社と山脇幹雄税理士事務所との間に特別な関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）浅野省三氏は、つながり総合法律事務所の代表であります。当社とつながり総合法律事務所との間に特別な関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）安達徹氏は、株式会社安達計算センターの代表取締役であります。当社と株式会社安達計算センターとの間に特別な関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）安達徹氏は、安達徹税理士事務所の代表であります。当社と安達徹税理士事務所との間に特別な関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	活 動 状 況
取締役	酒 巻 和 也	株式会社ティップネスおよび日本テレビホールディングス株式会社で培った豊富な経験と幅広い知識に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。 当事業年度に開催された取締役会13回のうち9回出席し、当社経営に対し適切に意見することで当社のコーポレート・ガバナンス体制強化にも寄与されています。
取締役 (監査等委員)	山 脇 幹 雄	長年におわたる国税庁での業務および税理士業務を通じて培った豊富な経験、深い見識を有し、当社の理論にとらわれない、客観的視点による監査等委員としての監督機能および役割を果たしております。 当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、また、監査等委員会14回の全てに出席し、取締役会において税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性の確保にあたり適宜、必要な助言をいただきました。 また、監査等委員会において、当社の経理システムならびに内部監査について適宜、必要な助言をいただきました。
取締役 (監査等委員)	浅 野 省 三	法曹界における長年の経験があり、会社法をはじめとする企業法務に精通しているため、当社の企業統治においてその深い見識を活かした監査等委員としての監督機能および役割を果たしております。 当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、また、監査等委員会14回の全てに出席し、取締役会において、弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性の確保にあたり適宜、必要な助言をいただきました。 また、監査等委員会において、法的規制ならびに内部監査について適宜、必要な助言をいただきました。
取締役 (監査等委員)	安 達 徹	長年におわたる国税庁での業務および税理士として、財務および会計に関する相当程度の知見を有していることから、当社の企業統治においてその深い見識を活かした監査等委員としての監督機能および役割を果たしております。 当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回、また、監査等委員会14回のうち13回に出席し、取締役会において、税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性の確保にあたり適宜、必要な助言をいただきました。 また、監査等委員会において、当社の経理システムならびに内部監査について適宜、必要な助言をいただきました。

(3) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 会計監査人の状況

(1) 名称

PwC 京都監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	15百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会を選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款第41条の定めにより、会計監査人との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を規定しておりますが、当社の会計監査人と責任限定契約は締結しておりません。

7. 業務の適正を確保するための体制およびその運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役および従業員の職務の執行が法令、定款および各社内規程に適合することを確保するため、各部門の担当取締役は当該担当部門におけるコンプライアンスを徹底する体制を構築します。また、全社横断的なコンプライアンス体制の整備と問題点の把握・改善に努めます。
- ② コンプライアンスの推進については、リスク管理委員会が、全体的な行動指針を作成し、コンプライアンス体制を強化します。
- ③ 法令・定款・諸規程に反する行為等を早期に発見し是正することを目的とし、内部通報制度を確立します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役は、文書管理規程に基づき、職務遂行に係る情報を文書で保管し、文書の保管期間その他の管理体制についてこの規程を遵守することとしています。また、監査等委員が求めたときは、いつでも当該文書を閲覧できることとしております。
- ② 情報漏洩防止のための体制を構築し、電子情報の適切な保存および管理を図ります。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役会・経営会議・部長会・部門長会およびその他の重要な会議にて、部門長および各担当部署の責任者より、業務執行に関わる重要な情報の報告を定期的に行うこととしております。
- ② 情報保全、環境、防災、衛生、健康などに関するリスクの対応については、それぞれの所管部署において規程の制定、教育・啓蒙の実施をするとともに、必要に応じてモニタリングを実施しております。
- ③ 経営に重大な影響を及ぼす様々なリスクに備えるためにリスク管理規程を定め、想定されるリスクに対して円滑に対処するための予防策を構築しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催します。また、経営会議の中で重要事項を審議し、業務執行のスピードアップを図ります。

② 内部統制の実施状況を検証するために、内部監査室は規程に基づき、内部監査を行い、その結果を監査等委員会および経営会議に対して報告することとしております。

(5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

社内規程に基づく職務権限および意思決定ルール、内部監査の実施により使用人の職務の執行が法令および定款に適合するための体制を確保しております。

(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会が職務執行のために補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査等委員会の見解を尊重してこれを決定し、使用人の人事発令等を速やかに行います。

(7) 前項の使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

前項により配置される使用人の独立性を確保するため、当該使用人の人事考課、人事異動等に関しては代表取締役が監査等委員会の同意を得たうえで決定いたします。

また、他の業務に優先して監査等委員会の補助業務を行うこととして、監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性を確保します。

(8) 取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

① 取締役および使用人は監査等委員会に当社の業務または業績に与える重要な事項および重大な法令・定款違反行為その他これらに準ずる事実ならびにそのおそれのある事実につき報告することとしております。

また上記の報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行いません。

② 監査等委員は、重要な意思決定の過程および取締役の職務執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、意見を述べることができます。

(9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、請求にかかる費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に関係しないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

(10) **その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 監査等委員は内部監査室と連携を図るため、定期的に連絡会議を開催しております。
- ② 監査等委員は、重要な意思決定の過程および業務執行状況を把握するため、取締役会の他、経営会議等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または従業員にその説明を求めることとしております。

当事業年度における、当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

(1) **内部統制システム全般**

当社では、内部監査室による業務監査および内部統制監査を通して、内部統制システム全般の整備、運用状況の評価および改善を実施しております。

また、上記体制のもと、金融商品取引法に基づく「内部統制の有効評価」を行っております。当事業年度につきましては、開示すべき重要な不備および欠陥は発見されていません。

(2) **コンプライアンス**

法令順守体制の点検・強化を推進するため、法令・定款・諸規程に反する行為等を早期に発見し是正することを目的とし、監査等委員会、内部監査室および弁護士を通報窓口とする内部通報制度を設けています。

(3) **リスク管理**

当社では、様々なリスクを一元的に予防、管理すること、またリスクが発生した場合には、迅速かつ確かな対応をすることを目的として、代表取締役を委員長とした「リスク管理委員会」を設置しております。

(4) **取締役の職務執行**

当社は、社外取締役を選任して原則月に1回開催される取締役会による取締役の職務執行の監督機能を強化しています。

(5) **監査等委員会**

監査等委員会は、取締役会への出席ならびに経営会議その他の重要な会議への出席および取締役、使用人からのヒアリングを通じて、当社の内部統制の整備、運用状況について確認を行うとともに、より健全な経営体制と効率的な運用を行うための助言を行っております。

また、監査等委員は会計監査人、内部監査室など内部統制に係る組織と適宜情報交換を行い、連携を保ちながら監査の実効性を確保しています。

8. 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務および事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な買収防衛策は導入いたしておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置付けたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としております。

今後も中長期的な視点にたつて、成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入することにより持続的な成長と企業価値の向上ならびに株主価値の増大に努めてまいります。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1,577,203	流動負債	2,238,721
現金及び預金	1,304,021	支払手形	139,156
受取手形	3,022	買掛金	45,187
売掛金	92,989	短期借入金	150,000
商前品	109,980	1年内返済予定の長期借入金	578,654
前渡金	2,200	リース債	10,884
前払費用	54,756	未払金	174,861
その他	11,620	未払費用	288,417
貸倒引当金	△1,387	未払法人税等	72,837
固定資産	5,679,342	未払消費税等	147,761
有形固定資産	4,790,248	前預り金	524,296
建物	3,088,354	賞与引当金	27,259
構築物	114,258	その他	13,673
車両運搬具	0	固定負債	2,556,892
工具、器具及び備品	28,090	長期借入金	2,167,011
土地	1,537,640	リース債	19,831
リース資産	21,904	退職給付引当金	79,176
無形固定資産	16,512	資産除去債	268,615
ソフトウェア	6,508	その他	22,258
電話加入権	8,758	負債合計	4,795,614
その他	1,244	純資産の部	
投資その他の資産	872,582	株主資本	2,460,931
投資有価証券	2,100	資本金	330,729
出資金	13	資本剰余金	125,665
長期貸付金	23,888	資本準備金	34,035
長期前払費用	3,199	その他資本剰余金	91,630
繰延税金資産	188,960	利益剰余金	2,104,708
敷金及び保証金	672,576	利益準備金	34,863
その他	5,732	その他利益剰余金	2,069,844
貸倒引当金	△23,888	繰越利益剰余金	2,069,844
資産合計	7,256,546	自己株式	△100,171
		純資産合計	2,460,931
		負債及び純資産合計	7,256,546

損益計算書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	7,550,057
売上原価	6,386,288
売上総利益	1,163,768
販売費及び一般管理費	874,260
営業利益	289,508
営業外収益	
受取利息	554
貸倒引当金戻入額	2,257
退職給付引当金戻入額	353
助成金収入	5,694
その他の営業外収益	3,564
合計	12,424
営業外費用	
支払利息	8,604
解約違約金	5,250
備品廃棄代	2,415
その他の営業外費用	390
合計	16,660
経常利益	285,272
特別損失	
固定資産除却損	4,226
減損損失	39,205
新型コロナウイルス感染症による損失	65,450
合計	108,881
税引前当期純利益	176,390
法人税、住民税及び事業税	38,864
法人税等調整額	25,069
当期純利益	112,456

株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位：千円)

項 目	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 準 備 本 金	そ の 他 本 金 資 剰 余 金	資 剰 余 金 計	利 益 準 備 金	そ の 他 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計		
当 期 首 残 高	330,729	34,035	91,630	125,665	31,769	1,991,423	2,023,192	△100,155	2,379,432
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当						△30,941	△30,941		△30,941
利 益 準 備 金 の 積 立					3,094	△3,094	—		—
当 期 純 利 益						112,456	112,456		112,456
自 己 株 式 の 取 得								△16	△16
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)									
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	3,094	78,421	81,515	△16	81,499
当 期 末 残 高	330,729	34,035	91,630	125,665	34,863	2,069,844	2,104,708	△100,171	2,460,931

項 目	純 資 産 計
当 期 首 残 高	2,379,432
当 期 変 動 額	
剰 余 金 の 配 当	△30,941
利 益 準 備 金 の 積 立	—
当 期 純 利 益	112,456
自 己 株 式 の 取 得	△16
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	—
当 期 変 動 額 合 計	81,499
当 期 末 残 高	2,460,931

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等 総平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法

（リース資産を除く）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年～34年

構築物 10年～30年

工具、器具及び備品 3年～12年

② 無形固定資産

定額法

ソフトウェア……………自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法で償却しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用

定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

- ③ 退職給付引当金 当社は、確定拠出年金制度及び前払退職金制度の選択制を採用しておりますが、一部従業員の退職金補填のため2005年12月31日まで設けていた厚生年金基金制度とそれ以降の確定拠出年金制度との差額を調整したものに關する支出に備えるため、当事業年度末における支給見込額を退職給付引当金に計上しております。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の算定にあたっては、簡便法を採用しており、割引率を考慮しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準第30号 2020年3月31日）を適用しており、顧客との契約に基づき約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品の国内の販売において、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、適用要件を満たすため、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………金利スワップ

ヘッジ対象……………借入金の利息

③ ヘッジ方針

長期借入金の金利変動リスクの回避を目的として、個別契約毎に金利スワップ取引を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

特例処理の適用要件を満たしており有効性が保証されているため、有効性の評価を省略しております。

2. 重要な会計上の見積りに關する注記

(資産の減損損失)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形及び無形固定資産の期末帳簿価額 4,806,760千円

減損損失 39,205千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りに關する情報

①見積りの算出方法

当社は、事業所の減損の兆候を把握するに当たり、資産のグルーピングを事業所単位で行っており、

各事業所の営業損益が2期連続でマイナスとなる場合及び固定資産の時価が著しく下落した場合等において、減損の兆候があると判断しております。この場合の減損損失の測定については、当該資産グループについて、将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フローの合計額が固定資産の帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い金額）まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することにしております。

②主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの見積りの合計額及び使用価値の算定については、各事業所の営業継続期間の予測を当該事業所の主要な資産の残存減価償却期間等としております。この使用価値の算定には、過去の各事業所の営業損益を基礎とした割引前将来キャッシュ・フローの見積り及び当該見積りに用いた過去の実績に基づく今後の会員の入会動向、加重平均資本コストによる割引率等複数の仮定に基づいており、見積りの不確実性を伴うものであります。

なお、新規出店事業所の減損の兆候を把握する際は、初期費用の影響等から初年度は通常営業損失になるため出店後一定の猶予期間を設定しております。

(3) 翌事業年度の計算書類に与える影響

新型コロナウイルス感染症の影響等により翌事業年度以降の収益予測及び営業損益予測の仮定が大きく異なった場合には、翌事業年度の減損損失に影響を与える可能性があります。

3. 会計方針の変更に関する注記

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

「収益認識に関する会計基準」等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。

この結果、当事業年度の売上高、営業利益、経常利益、及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下、「時価算定会計基準」とい

う。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。
 これによる、当事業年度に係る計算書類への影響はありません。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物	842,413千円
土地	1,537,640千円
計	2,380,053千円

(上記に対応する債務)

短期借入金	150,000千円
1年内返済予定の長期借入金	578,654千円
長期借入金	1,459,054千円
計	2,187,708千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 4,921,244千円

5. 損益計算書に関する注記

- (1) 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下げ額

売上原価

1,430千円

なお、金額は洗替法によっております。

- (2) 減損損失に関する注記

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類
ちくご事業所（福岡県筑後市）	直営店舗設備	建物、構築物他

当社は、キャッシュフローを生み出す最小単位として各事業所単位で、本社等は共用資産として、将来の使用が見込まれない遊休資産については個別にグルーピングをしております。

当事業年度において、資産グループ単位の収益等を踏まえて検証した結果、一部の営業事業所については、将来キャッシュ・フローによって当該資産の帳簿価額相当額を全額回収できる可能性は低いと判断し、帳簿価額相当額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失39,205千円として特別損失に計上いたしました。その内訳は建物37,816千円、その他1,388千円であります。

なお、営業事業所の回収可能価額は、使用価値により測定しております。使用価値については、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるものは回収可能価額を零として評価し、それ以外については将来キャッシュ・フローを2.06%で割引いて算定しております。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

普通株式 4,026,056株

(2) 自己株式の数に関する事項

普通株式 158,403株

(3) 剰余金の配当に関する事項

I. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	11,603	3.00	2021年3月31日	2021年6月30日
2021年11月12日 取締役会	普通株式	19,338	5.00	2021年9月30日	2021年12月13日

II. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2022年6月29日開催予定の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月29日 定時株主総会	普通株式	23,205	利益剰余金	6.00	2022年3月31日	2022年6月30日

(4) 新株予約権等に関する事項

新株予約権の目的となる株式の種類及び株式数

普通株式 一 株

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	7,729千円
退職給付引当金	24,212千円
賞与引当金	20,101千円
未払法定福利費	3,146千円
税務上の繰越欠損金	67,525千円
商品評価損	2,972千円
ゴルフ会員権評価損	1,932千円
減価償却超過額（減損損失を含む）	108,651千円
減損損失（土地・電話加入権）	54,250千円
未払事業税	9,805千円
未払事業所税	4,809千円
資産除去債務	82,142千円
その他	4,272千円
繰延税金資産小計	391,553千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）2	－千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△138,326千円
評価性引当額小計（注）1	△138,326千円
繰延税金資産合計	253,227千円
繰延税金負債	
資産除去債務	△64,266千円
繰延税金負債合計	△64,266千円
繰延税金資産の純額	188,960千円

(注) 1. 繰延税金資産から控除された額（評価性引当額）に重要な変動が生じております。当該変動の主な内容は、当事業年度において、減損損失を計上したことによるものであります。

(注) 2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(※1)	—	—	—	—	—	67,525	67,525
評価性引当額	—	—	—	—	—	—	—
繰延税金資産	—	—	—	—	—	67,525	67,525

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※2) 税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断し評価性引当金を認識しておりません。

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6%
住民税均等割	7.7%
評価性引当金の減少	3.2%
その他	△5.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.3%

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

9. 金融商品に関する注記

I. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金調達については、主にスイミングスクール事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。また、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

デリバティブ取引は借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、金利スワップの特例処理の対象となる取引のみに限定する方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

- ・売掛金は営業債権であり、長期貸付金は取引先に対する債権であり、また敷金及び保証金は、主に事業所の賃貸借契約による差入預託保証金であります。

上記売掛金、長期貸付金、敷金及び保証金は、顧客等の信用リスクに晒されております。

当該リスクに関しては、事業本部における各事業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに財務状況等の悪化等による貸倒懸念の早期把握及びその対応策を図っております。

- ・投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、信用リスクに晒されております。

当該リスクに関しては、四半期ごとに発行会社の財務状況を把握し、市況や取引先企業の関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

- ・営業債務である支払手形、未払金及び未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

また、長期借入金及び社債は主に設備投資に係る資金調達であります。

上記営業債務や社債及び借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社では、管理本部が月次に資金繰計画を作成・更新し、手元流動性を適正値に維持することにより、流動性リスクを管理しております。

当該リスクに関しては、信用リスクを軽減するため、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、借入金に係る支払金利は、金利スワップ取引を利用し、変動リスクを抑制しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価については、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない株式等は、取得原価をもって算定した貸借対照表価額が含まれております。

当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

II. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
なお、市場価格のない株式等は含まれておりません（注2）参照）。

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	1,304,021	1,304,021	—
(2) 売掛金	92,989		
貸倒引当金（※1）	△1,387		
差引	91,601	91,601	—
(3) 長期貸付金（※2）	26,146		
貸倒引当金（※1）	△23,888		
差引	2,257	2,746	488
(4) 敷金及び保証金	672,576		
貸倒引当金（※1）	—		
差引	672,576	669,221	△3,354
資産計	2,070,457	2,067,591	△2,866
(5) 支払手形	139,156	139,156	—
(6) 未払金	174,861	174,861	—
(7) 未払費用	288,417	288,417	—
(8) 長期借入金（※3）	2,745,665	2,722,976	△22,688
負債計	3,348,100	3,325,411	△22,688

（※1）売掛金、長期貸付金、敷金及び保証金に対応する貸倒引当金を控除しております。

（※2）長期貸付金には、短期貸付金も含んでおります。

（※3）長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金も含んでおります。

（注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプット説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：レベル 1 のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期貸付金

長期貸付金の時価については、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(4) 敷金及び保証金

契約先毎に償還時期を合理的に見積り、平均残存期間に応じたリスクフリーレートで、償還予定額を割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(5) 支払手形、(6) 未払金、(7) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお金利スワップの特例処理の対象とされているものは、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 非上場株式（貸借対照表計上額2,100千円）は、市場価格のない株式等のため、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、表には含めておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,304,021	—	—	—
売掛金	92,989	—	—	—
長期貸付金	2,257	9,495	12,988	1,404
敷金及び保証金	13,050	—	48,000	248,807
合計	1,412,318	9,495	60,988	250,212

(注) 敷金及び保証金362,718千円については、返還期日を明確に把握できないため、償還予定額に含めておりません。

(注4) 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	578,654	553,666	430,028	414,484	401,745	367,088
合計	578,654	553,666	430,028	414,484	401,745	367,088

10. 賃貸等不動産に関する注記

当社では、大阪府その他の地域において、賃貸用のテナント（土地を含む）及び遊休資産を有しております。当事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は9,547千円であります。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

		当事業年度（千円）
貸借対照表計上額		
	期首残高	146,190
	期中増減額	△951
	期末残高	145,238
期末時価		126,017

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 期中増減額のうち、当事業年度の減少額は減価償却費951千円であります。

3. 時価の算定方法

主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であり、一部重要性の乏しい不動産については、適切に市場価格を反映していると考えられる指標を用いて調整した金額によっております。

11. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	直営事業 収入 (千円)	受託事業収 入 (千円)	企画課外売 上収入 (千円)	商品売上 (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)
一時点で移転される財	121,296	—	—	563,846	6,014	691,157
一定期間にわたり移転される財	5,900,920	689,980	240,035	—	27,964	6,858,900
顧客との契約から生じる収益	6,022,216	689,980	240,035	563,846	33,978	7,550,057
その他の収益	—	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	6,022,216	689,980	240,035	563,846	33,978	7,550,057

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当該事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

契約資産及び契約負債の残高等

	当事業年度	
	期首残高	期末残高
契約負債		
前受金	517,667千円	524,296千円

契約負債は、主に、スイミングスクール規約における会員からの前受金であり、対価については、履行義務が充足される前月内に受領しております。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

12. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

13. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	636円29銭
(2) 1株当たり当期純利益	29円08銭

14. その他の注記

資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

スイミングスクール設備における不動産賃貸借契約及び定期借地契約に伴う原状回復義務等でありませ

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込み期間を当該契約の期間及び建物の耐用年数を勘案して3年から34年と見積り、その期間に応じた割引率(0.258%から2.250%)を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	250,381千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	15,665千円
時の経過による調整額	2,568千円
資産除去債務の履行による減少額	一千円
期末残高	268,615千円

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

株式会社ジェイエスエス
取締役会御中

PwC 京都監査法人 京都事務所

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	田 村	透 ⑩
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	橋 本	民 子 ⑩

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジェイエスエスの2021年4月1日から2022年3月31日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第47期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の遂行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月12日

株式会社ジェイエスエス 監査等委員会

常勤監査等委員 久 山 志 朗 ⑧

監 査 等 委 員 山 脇 幹 雄 ⑧

監 査 等 委 員 浅 野 省 三 ⑧

監 査 等 委 員 安 達 徹 ⑧

(注) 監査等委員 山脇幹雄、浅野省三及び安達徹は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は事業の成長、拡大による企業価値の向上を最重要課題として認識するとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考えております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績および今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。これにより、中間配当金1株当たり5円を含めた年間配当金は、1株当たり11円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金6円といたしたいと存じます。

なお、この場合の総額は23,205,918円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第14条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条～第 13 条（条文省略） <u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第 14 条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	第 1 条～第 13 条（現行どおり） (削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第 15 条～第 45 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第 1 条～第 2 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u></p> <p><u>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p>第 15 条～第 45 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第 1 条～第 2 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p><u>第 3 条 定款第14条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および定款第14条 (電子提供措置等) の新設は、2022年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>② 前項の規定にかかわらず、2022年 9 月 1 日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>③ 本条の規定は、2022年 9 月 1 日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会において検討がなされましたが、特に指摘すべき点はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	藤木孝夫 (1953年6月4日生)	1978年11月 当社入社 1999年7月 執行役員西部事業部長就任 2001年2月 役員待遇事業部長 2001年6月 取締役事業部長就任 2002年1月 代表取締役社長就任(現任)	94,000株
	<p>【選任理由】 藤木孝夫氏は、当社入社以来、スイミングスクール事業における要職を歴任し、現在では業務執行の最高責任者である代表取締役社長を務めております。当社事業全般における豊富な業務経験と実績を有していることから、引き続き取締役候補者としました。</p>		
2	奥村征照 (1941年6月13日生)	1979年4月 当社入社取締役就任 1985年8月 代表取締役社長就任 1999年6月 代表取締役会長就任 2008年6月 取締役会長就任(現任)	240,000株
	<p>【選任理由】 奥村征照氏は、当社入社以来、当社の経営に携わり、豊富な企業経営経験と幅広い知見・人脈を有していることから、これらの経験と見識が当社の持続的な成長と中長期的な企業価値を向上させていくために不可欠なものと判断し、引き続き取締役候補者としました。</p>		

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
3	<p style="text-align: center;">ふる たに まさ のり 古 谷 政 徳</p> <p>(1954年7月11日生)</p>	<p>1979年1月 当社入社</p> <p>1999年7月 東部事業部中部地区マネージャー</p> <p>2002年11月 役員待遇事業本部東日本担当部長</p> <p>2003年6月 取締役事業部長就任</p> <p>2008年2月 取締役事業本部長就任</p> <p>2008年6月 執行役員事業本部長就任</p> <p>2009年4月 事業本部長</p> <p>2010年1月 取締役事業本部長就任</p> <p>2014年6月 常務取締役事業本部長就任</p> <p>2020年4月 常務取締役事業本部管掌就任</p> <p>2021年4月 常務取締役事業本部・管理本部管掌就任 (現任)</p>	12,000株
<p>【選任理由】</p> <p>古谷政徳氏は、当社入社以来、スイミングスクール事業の事業部門における要職を歴任し、また、2003年からは取締役を務め、豊富な経験と当社における経営全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
4	はま じ まさ ひろ 濱 治 雅 弘 (1961年11月4日生)	1981年1月 当社入社 2015年4月 西日本事業部 関西地区担当次長 2018年4月 管理本部 総務・人事担当部長 2019年10月 管理本部副本部長 2020年4月 管理本部本部長 2020年6月 取締役管理本部長就任（現任）	1,300株
【選任理由】 濱治雅弘氏は、当社入社以来、スイミングスクール事業における要職を歴任し、現在では管理部門を統括する立場にあります。当社スイミングスクール事業の豊富な業務経験と実績を活かし、管理部門を率いていることから、引き続き取締役候補者としました。			
5	わた なべ まさ き 渡 邊 正 樹 (1962年6月11日生)	1986年4月 当社入社 2014年11月 東日本事業部担当次長 2016年4月 西日本事業部担当次長 2018年10月 西日本事業部担当部長 2019年4月 東日本事業部担当部長 2019年10月 事業本部副本部長（兼）東日本事業部担当部長 2020年4月 事業本部本部長 2020年6月 取締役事業本部長就任（現任）	－ 株
【選任理由】 渡邊正樹氏は、当社入社以来、スイミングスクール事業における要職を歴任し、現在では事業全般の運営を指揮する立場にあります。当社スイミングスクール事業全般における豊富な業務経験と実績を活かし、事業部門を率いていることから、引き続き取締役候補者としました。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
6	さか まき かず や 酒 卷 和 也 (1959年7月8日生)	1984年4月 日本テレビ放送網株式会社入社 2006年7月 同社人事局労務部長 2007年7月 同社人事局人事部長 2009年7月 同社報道局次長 2012年12月 同社社長室次長 2013年6月 同社社長室長 2015年6月 同社執行役員社長室長 2016年6月 同社取締役執行役員総務局長(兼)人事局長 労務担当 2018年6月 同社取締役執行役員総務、営業担当 人事・労務担当補佐 2019年6月 日本テレビホールディングス株式会社取締役 日本テレビ放送網株式会社取締役執行役員 2020年6月 株式会社ティップネス代表取締役社長(現任) 当社取締役就任(現任) 2021年6月 日本テレビホールディングス株式会社 上席執行役員(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ティップネス代表取締役社長 日本テレビホールディングス株式会社上席執行役員	一 株
<p>【選任理由および期待される役割の概要】</p> <p>酒卷和也氏を社外取締役候補者とした理由および期待される役割は、同氏が当社の筆頭株主である日本テレビホールディングス株式会社および同社の連結子会社である株式会社ティップネスで培ってこられた豊富な知識や幅広い見識等をもって当社経営に対し適切なお助言をいただくことで、当社のコーポレート・ガバナンス体制強化が期待できることから、社外取締役に適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 酒巻和也氏は、社外取締役候補者であります。
なお、同氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の15頁に記載のとおりです。各取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
1	ひさ やま し ろう 久山志朗 (1952年6月29日生)	1979年4月 当社入社 2008年2月 取締役総務部長就任 2008年6月 執行役員総務部長就任 2009年4月 総務人事統括部長 2012年6月 人事担当部長 2016年6月 取締役（常勤監査等委員）就任（現任）	5,000株
【選任理由】 久山志朗氏は、長年にわたり当社総務・人事部門を指揮し、豊富な経験と高い見識を有していることから、当社の監査業務を適切に遂行できる人材と判断し、引き続き監査等委員である取締役候補者としてしました。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
2	やま わき みき お 山 脇 幹 雄 (1948年10月18日生)	1967年4月 大阪国税局入局 1996年7月 神戸税務署副署長 1998年7月 大阪国税局 徴収部 国税訟務官 2000年7月 西脇税務署長 2002年7月 大阪国税局 調査第一部 調査開発課長 2003年7月 大阪国税局 徴収部 徴収課長 2005年7月 大阪国税局 徴収部 管理課長 2006年7月 大阪国税局 徴収部 徴収部次長 2007年7月 大阪国税局 徴収部 徴収部長 2008年7月 大阪国税局 退職 2008年8月 税理士登録 2008年9月 山脇幹雄税理士事務所開所 同事務所代表就任(現任) 2013年6月 当社取締役就任 2016年6月 取締役(監査等委員) 就任(現任) (重要な兼職の状況) 山脇幹雄税理士事務所代表	— 株
<p>【選任理由および期待される役割の概要】</p> <p>山脇幹雄氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割は、長年にわたる国税庁での業務および税理士としての豊富な業務経験等に基づく知見により、客観的かつ専門的な視点から当社取締役会の意思決定および取締役の職務執行の監督など社外取締役として期待される役割を十分に発揮いただけると考えられますので、社外取締役に適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接会社の経営に関与された経験はありませんが、上記理由により社外取締役として職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
3	あさ の しょう ぞう 浅野省三 (1948年8月9日生)	1971年4月 関西大学司法研究室入室 1978年4月 最高裁判所司法研修所入所 1980年4月 弁護士登録 米田宏巳法律事務所入所 1984年4月 浅野梶谷共同法律事務所開所 2005年11月 浅野・齋藤共同法律事務所開所 (現 つながり総合法律事務所) 同事務所代表就任(現任) 2007年6月 当社監査役就任 2016年6月 取締役(監査等委員) 就任 (現任) (重要な兼職の状況) つながり総合法律事務所代表	8,000株
【選任理由および期待される役割の概要】 浅野省三氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、法曹界における長年の経験があり、会社法をはじめとする企業法務に精通しているため、当社の企業統治においてその深い見識を活かした社外取締役としての監査監督機能および役割を果たしていただけると考えられますので、社外取締役に適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接会社の経営に関与された経験はありませんが、上記理由により社外取締役として職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
4	あ だち とおる 安 達 徹 (1962年7月15日生)	1981年4月 大阪国税局入局 1982年3月 大蔵事務官任官 2008年7月 大阪国税局退職 2008年8月 税理士登録 東郷義和税理士事務所入所 2010年7月 株式会社安達計算センター 代表取締役就任(現任) 2011年4月 安達徹税理士事務所開所 同事務所代表就任(現任) 2011年6月 当社監査役就任 2016年6月 取締役(監査等委員)就任(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社安達計算センター代表取締役 安達徹税理士事務所代表	— 株
<p>【選任理由および期待される役割の概要】</p> <p>安達徹氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、長年にわたる国税庁での業務および税理士として、財務および会計に関する相当程度の知見を有していることから、当社の企業統治においてその深い見識を活かした社外取締役としての監査監督機能および役割を果たしていただけると考えられますので、社外取締役に適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 山脇幹雄氏、浅野省三氏および安達徹氏は、社外取締役候補者であります。
- (1) 山脇幹雄氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本總會終結の時をもって9年となります。
- (2) 浅野省三氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本總會終結の時をもって6年となります。
- (3) 安達徹氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本總會終結の時をもって6年となります。
3. 当社は、山脇幹雄氏、浅野省三氏および安達徹氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ており、3氏が再任された場合には、引き続き3氏を独立役員として届け出る予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の15頁に記載のとおりです。各取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以 上

株主総会会場のご案内図

会場：大阪市西区土佐堀一丁目4番11号
金鳥土佐堀ビル 9階当社会議室



- 大阪メトロ／四つ橋線 肥後橋駅2号または3号出口より徒歩約4分
※大阪駅よりお越しの場合は徒歩で地下鉄四つ橋線「西梅田」より乗車1駅
- 大阪メトロ／御堂筋線 淀屋橋駅 徒歩約12分
- 京阪電車／中之島線 渡辺橋駅 2番出口より徒歩約7分

*誠に恐縮ながら、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。